

11月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 平成29年11月15日(水)
- 2 会場 大富中学校 4階 防災室
- 3 開会 午後2時41分
- 4 出席委員 佐藤美代志教育長
大石智之委員(職務代理者)
北川利男委員
奥川重子委員
山竹葉子委員
- 5 会議出席者 青島正幸教育部長
村松繁美生涯学習部長
八木勝義(公財)焼津市振興公社常務理事兼焼津文化会館長
橋本敏明教育総務課長
近藤和人学校教育課長
鈴木孝之学校給食課長
富田明裕社会教育課長
杉本弘行文化財課長
志賀美之図書課長
小長谷宏ニデイスカハリパーク焼津館長
増田洋一保育・幼稚園課長
内山喜久一総合政策部長
山下敦史総合政策課政策企画担当主幹

書記 杉山佳丈教育総務課総務担当主幹
- 6 議事 別紙のとおり

佐藤教育長	<p>【午後 2 時 41 分開会】</p> <p>皆さん、こんにちは。お忙しい中、11 月の定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。前回に続きまして今回も移動教育委員会ということで、大富中学校で開催させていただきます。今日の議事録署名人は奥川委員と山竹委員にお願いします。</p> <p>それでは、今日は議事も多いものですから、早速議事に入ります。</p> <p>議第 12 号平成 29 年度教育費 11 月補正予算案について、説明をお願いします。</p>
青島教育部長	<p>(当日配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務費 1,848 千円の増額、教育費 50,124 千円の増額補正となった。 ・教育総務費は、今年度の職員配置に伴う職員給与費の減額、全国大会等に出場した部活動の経費の増額、支援員関係の減額を行う。 ・小学校費は、第 2 期学び舎にここ元気計画に基づき、焼津地区小学校 10 校の机・椅子の更新や新入学児童生徒学用品費の前倒し支給のための増額などを行う。 ・中学校費は、次年度学級数増加見込みに伴う経費の増額、学校施設環境改善交付金事業の不採択による減額を行う。また、小学校同様、新入学児童生徒学用品費の前倒し支給のための増額を行う。 ・保健体育費のうち、学校給食費は、今年度の職員配置に伴う職員給与費の増額、都市ガス料金等に不足が見込まれるために増額を行う。
村松生涯学習部長	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育費は、今年度の職員配置に伴う職員給与費の増額、放課後子ども教室に要する経費の財源組替、図書資料購入費の増額を行う。 ・保健体育費のうち、保健体育総務費は、今年度の職員配置に伴う職員給与費の増額、モンゴル国ナショナルチームの支援に要する経費の増額を行う。
増田保育・幼稚園課長	<ul style="list-style-type: none"> ・こども未来部所管分は幼稚園費であり、今年度の職員配置に伴う職員給与費の減額を行う。
佐藤教育長	<p>3 人からの説明が終わりました。御意見、御質問のある方はお願いします。よろしいですか。それでは、お諮りします。議第 12 号平成 29 年度教育費 11 月補正予算（案）について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし</p>

佐藤教育長	<p>ありがとうございました。承認とします。</p> <p>続きまして、議第 13 号市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例についてに移ります。</p> <p>この議案については、説明員として総合政策部長が来ております。説明をお願いします。</p> <p>(内山総合政策部長、山下政策企画課政策企画担当主幹 入室)</p>
橋本教育総務課長	<p>それではまず初めに、私の方から本議案の提案理由について御説明させていただきます。資料は 2 ページからとなります。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定により、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事及び文化に関する事については、地方公共団体の長が管理し、及び執行することができるとしており、この規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例を定めようとするものでございます。なお、詳細につきましては、総合政策部長から御説明いたします。</p>
内山総合政策部長	<p>議第 13 号の市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例についての御説明でございます。議案書の 3 ページになります。当日配布資料の 4・5 ページが関連してございますので、よろしく願いいたします。これは、11 月 20 日に開会いたします市議会 11 月定例会に提出する議案でございます。議案の概要でございますが、現在教育委員会の事務として所掌していますスポーツ及び文化に関する事を、只今課長から説明がありましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定により市長部局の事務にしようとするものであります。また、これに伴います附則につきましては、この条例の制定に伴いまして関係条例の条文の整理をしようとするものでありまして、焼津市文化会館条例、ディスカバリーパーク焼津条例、焼津市体育館条例、焼津市総合グラウンド条例、焼津市スポーツ広場条例、焼津市一色浜広場条例、それぞれの条例に定めます施設の管理者を教育委員会から市長に改めようというものでございます。なお、焼津市立青峯プールの関係でございますが、この条例につきましては、議第 20 号の今回の障害者団体への利用料金の免除措置を定める改正がございますので、それと併せて同様の改正を行うものでございます。なお、条例の趣旨や具体的な問題につきましては、事前に委員の皆様から御質問をいただいておりますので、その質問にお答えする形の中で御説明を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、大石委員の方からございましたこの条例の趣旨でございます。これは、平成 30 年 4 月からの行政組織の機構改革を予定するためのものでございます。したがって、そこの考え方から御説明申し上げます。今度の平成 30 年度は、第 6 次総合計画の初年度にあたります。6 次総合計画を着実に実行し、</p>

本市の更なる発展を見据え、近年の社会経済情勢の変化や、多様化する市民ニーズに対応する施策の総合的かつ機動的な展開を図る組織を構築しようとするものになります。これまで以上に質の高い効果的な行政運営を実現するという考え方に基づいております。ポイントは二つほどございます。まず一つ目に、第6次総合計画の政策施策に合致した組織体系にしようとするものでございます。当日配布資料の4ページには総合計画の体系を示させていただいております。特に重点施策に位置づけております子ども・子育て支援の充実、それから健康で生きがいのあるくらしの実現、観光交流の推進を着実に実行する組織体系が念頭にございます。二つ目は、具体的には、いくつかの部署が少し分かりにくいと指摘されております組織の名称を分かりやすいものに変えていこうというものでございます。次に、教育委員会の事務であったスポーツ・文化に関することを、市長が管理し、及び執行することについてでございますが、まずは、学校を中心といたします教育現場には、支援を必要とする児童が急激に増えているなど、いろいろな課題がございます。教育委員会の事務でございました文化・スポーツに関すること、また関連施設の管理を市長部局に移すことによりまして、教育委員会において教育課題により注力をしていただき、きめ細かい対応が図られる体制にしていこうという考えのものでございます。二つ目は、交流人口の拡大というところに視点を置いて、地域の活性化を図るために、地域づくりという観点から、交流を活動の基礎に置くスポーツ及び文化の関係を観光行政と一元的に推進するという事で交流推進部を設置することになったものでございます。4ページに総合計画の体系の政策の3番の産業・観光・文化の右側には政策実現のための施策を並べてございます。このうち、観光交流の推進、芸術文化と歴史伝統のまちづくり、スポーツの振興、これらを推進するのが新しく設置する交流推進部になります。

次に、大石委員から、この改定により教育委員会内の組織にも変更があるかということでございます。11月議会におきましてこの条例が可決成立いたしますと、その後、次の段階といたしまして焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則の改正を行っていただくという段取りになります。内容といたしましては、スポーツ・文化に関することが、生涯学習部から市長部局に新設する交流推進部というところの分掌事務になりますことから、スポーツ振興課が教育委員会からなくなります。社会教育課の事務も相当分移ることになります。今は教育部と生涯学習部の2部体制をとっておりますが、今の想定では、教育部の1部での体制を想定しているものでございます。現時点での変更案につきましては、当日配布資料の5ページに新旧対照というような形で載せてありますので参考にしていただきたいと思います。最終案を今後教育委員会の事務局と検討を行いながらまとめていくという予定にしております。

それから三つ目に奥川委員からの御質問でございます。今回、事務権限を教育委員会から市長に移管するメリットという御質問をいただいております。こ

	<p>れにつきましては、事務権限を市長に移管しまして、産業の発展と交流でにぎわうまちづくりという政策目標に向けて、新設します交流推進部の中へ芸術文化と歴史伝統のまちづくりとスポーツの振興、観光交流の推進について一体的に取り組むという形で次のような効果を期待しております。まず、スポーツ・文化の中へ地域づくり、まちづくりという観点を加えることによりまして、スポーツ・文化関係者の取組や活動の幅が広がり、スポーツ及び文化の振興につながっていくのではないかと考えております。それと、スポーツ交流、文化交流を観光交流と共に推進することにより、新たな人のつながりが生まれたり、新しい発見、新たな刺激を受けて、個人・団体のスポーツの場合は技術力ということになるのですが、あるいは文化活動の意欲の向上につながっていくというように考えております。また、今度はその反対側にスポーツ・文化の振興がされることで交流人口の拡大、焼津市の活性化へという期待も持っているものでございます。以上の3点がメリットとして考えていることとでございます。以上、議第13号について、委員の皆さんの御質問に回答する形ではございましたけれども、説明とさせていただきます。御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
佐藤教育長	<p>説明が終わりました。それでは、これについての御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
大石委員	<p>質問に対する御回答、ありがとうございます。非常に内容は良くわかりまして、私もスポーツ振興とか文化的なものを教育のフレームの中だけで考えることは結構限界があるなど感じておりました。やはり、前々から私がずっと言っているスポーツ都市としての焼津ということを見ると、やはりまちづくり的な意味合いでスポーツを考えなければいけないなというところもあったものですから、その考え方にちょうど合うような方向性が打ち出されて私は非常にうれしく思っております。是非応援したいなという感想を持ちました。</p> <p>1点質問なんですけど、文化的なものも今度交流推進部に行くということで文化会館とかディスカバリーパークはそちらの方に行くということなんですけれども、文化財課は教育部に残るとのことなんですけど、文化財課も文化的なものとしてそちらに移るとことはなかったんでしょうか。なぜ、これは教育部になるのでしょうか。</p>
内山総合政策部長	<p>もちろん文化財課も一緒にという考え方もあったのですが、文化財の保護という非常に重たいところの分野を文化財課は持っておりまして、今も交流の面では観光の人たちと一緒に文化財を観光振興につなげようという活動をしていただいております。一緒にやっています。花沢あるいは浜通りの関係も文化財課の方と一緒に進めておりますので、今回の交流の推進という意味</p>

	<p>では教育委員会の方へ文化財の保護の視点で所属をしておいてもらいながら、一緒に協力して推進していくことが出来るだろうと、その方が進めやすいのではないかという判断のもとで、文化財については特に文化財の保護の視点で今回の改正の中では教育委員会に残そうとなったものでございます。</p>
大石委員	<p>はい、わかりました。</p>
北川委員	<p>私も、今回の改正の趣旨とか組織の改正はよくわかりました。第6次総合計画の着実な実行という視点からいって、この考え方は十分にわかりました。理解できましたが、スポーツに関する部分は前は市長部局にあって、そのときには当然市長部局から教育委員会に来るときにはいろいろなメリットがあるということで教育委員会に移管されたと思うのですが、そのときの考え方がどうだったかということ、それに対してどういう見解をお持ちか、それをお聞きしたいと思います。</p>
内山総合政策部長	<p>実は、平成22年に教育委員会にあったものを福祉部門に持ってきております。このときは、スポーツの位置付けを健康づくりという切り口で、それと一緒に進めるのが良いであろうということで福祉部門に持ってきまして、そのときには福祉保健部ということで健康までやっておりましたのでそちらの部署に持ってきております。そうしている間に、今度は健康福祉部門が生活保護業務や社会福祉法人の監査業務など、非常に仕事量が増えまして一緒にやっていくことが難しくなりました。そんな関係で、教育部を教育部・生涯学習部の2部体制にしたうえで生涯学習部の方に戻すという中で、業務の関係であったものですから元に戻ったということが1つございます。また、当然、学校スポーツの振興と密接に関係しておりましたので福祉保健部にいる間も課題となっておりましたことから教育委員会に戻り、今回も学校現場での課題が非常にボリュームもたくさんになってきて、学校教育の仕事が非常に大きくなってきているということで市長が考えておきまして、市長部局が関係しているところのスポーツ・文化を市長部局でこなすようにすることで、教育委員会では学校教育を中心とした課題のところに注力していただきたいという、そういう狙いがございます。したがって、スポーツ振興だけを捉えますとあっちに行ったりこっちに行ったりということになるのですが、我々の方で注意しなければならないと思っているのは、学校の方での関係、これまで教育委員会にあったことでうまく回っている点についてもう1度しっかり点検してこの後も継続的に良い関係を続けていくような仕組みを作っていこうということも頭においております。22年に市長部局に一旦移って、25年に生涯学習部ということで教育委員会に移ったわけですけども、今回交流の推進という中で市長と一緒に管轄して進めていきたいという考えになっております。以上でございます。</p>

北川委員	わかりました。
佐藤教育長	スポーツ振興課のこの頃の移動や管轄の違いについて、分かりやすく説明していただきました。ありがとうございました。
奥川委員	丁寧な説明、分かりやすい説明、ありがとうございました。質問したことに対する質問ではございません。今日分けていただきました別紙2の5ページにある組織を見せていただくと、大変すっきりしたなという感じがしているのですが、その中で教育総務課にあった施設担当は学校現場にとると大変頼りになるところだったと思うんです。それが、こういう形になって果たして良いのかなというような質問というか疑問です。
内山総合政策部長	これは大変私どもも苦しいところでございまして、今いろいろな施設が一度に更新時期が近付いている関係で、当然、近づいているということは直すところも多いということでございます。正直に言いますと、やはり公共施設の管理を効率的に行っていくために技術系の職員を集約せざるを得ない状態になっております。したがって、学校現場に支障を来さないようにそのところをどのようにすべきかということはこの後教育委員会の方としっかりと調整をしながら、全体としては他の部門もあるのですけれども、都市政策部の方へ特に電気・建築系の職員を一旦集めまして、そこへ仕事を割り振るという、大原則はそのようになります。ただし、毎日のように学校現場から注文が来るであろうことが想定されるので、そのところについては、困らないような体制をとりたいというふうに考えております。
奥川委員	よろしく願いいたします。
佐藤教育長	これについては事前に説明があったことから、新しい課の方の中には学校担当など、学校が困らないような体制を作ってくれるように頼んでありますので、よろしく願いします。
佐藤教育長	他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議第13号市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例について、11月20日開会の市議会定例会に上程することについて、承認することとしてよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし

佐藤教育長	<p>ありがとうございました。承認いたします。</p> <p>それでは次に、本条例を議会に上程した後の教育委員会の対応について、説明をお願いします。</p>
橋本教育総務課長	<p>只今審議をいただきました市長によるスポーツ及び文化に関する管理・執行につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項で、「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃を議決する前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない」と規定されております。このことから、本条例が市議会定例会に上程された後、市議会から条例制定に対する意見を求める通知が出され、教育委員会としての意見を文書により回答することになります。そして、この案件につきましては、本来であれば、臨時教育委員会を開催して協議いただくところでございますが、本条例内容につきまして本日御承認をいただいたことから、事務局が教育委員の皆様を持ち回りの決裁の形で議決をいただき、市議会に回答したいと考えております。以上でございます。</p>
佐藤教育長	<p>今説明がありましたけれども、臨時教育委員会を開催するのではなく、持ち回り決裁の形をとりたいとのことでありましたが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし</p>
佐藤教育長	<p>異議なしということで、ありがとうございました。</p> <p>内山部長、ありがとうございました。</p> <p>(内山総合政策部長、山下政策企画課政策企画担当主幹 退室)</p>
佐藤教育長	<p>それでは、次の議題に入ります。議第 14 号焼津市文化会館条例の一部を改正する条例についてから、議第 16 号の焼津市公民館条例の一部を改正する条例についてまで、関連していますので、一括して説明をお願いします。</p>
富田社会教育課長	<p>(事前配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第 14 号から議第 16 号までの改正は、障害者団体への使用料の免除措置を規定する改正である。規則で定める障害者団体は、地域福祉課で認定し、登録された団体となる。規則の改正については、今後教育委員会で審議していただく予定。 ・議第 16 号は、現在建設中の和田公民館の所在地、会議室等使用料につい

富田社会教育課長	<p>でも変更する。</p>
	<p>奥川委員から事前質問をいただいておりますので、御説明させていただきます。当日配布資料の6ページに一覧表をつけさせていただきました。時間がなかったものですから、先月分だけの統計となりましたが、御容赦いただきたいと思っております。今までの規定で使用料の減額や免除件数はどのくらいあったのか、概数で結構ですが報告いただきたいとのことですが、調べました結果、現在登録を予定している団体は11月現在で49団体ございました。この団体が先月1か月に利用した実績は35件7万2,955円を減額しております。個人を対象とした身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者につきましては、72件9,550円であります。合計8万2,505円を先月1か月で減額しております。この表の見方ですが、各条例を1番左に置きまして、真ん中に対象施設を入れてあります。そして、対象となるものが団体であるか個人であるかの表記をさせていただきます、現行の減免率、改正後の減免率、そして先月1か月の延べ件数になりますが、こちらを入れさせていただきます。そして、焼津市文化会館条例の現行の減免率に目的により変動とありますけれども、その団体がどのようなことをやるかによって変動するものですからこのような表記をさせていただきます。焼津文化会館の減額の場合は、これは、施設使用料はいただいて、備品を免除したということで報告を受けております。こちらが御質問に対する回答となります。</p> <p>議第15号焼津中央広場条例の一部を改正する条例について、北川委員から御指摘をいただいております。焼津中央広場条例第6条第3号を「その他市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める額を減額又は免除」と改めさせていただきます。御指摘、ありがとうございました。また、他の議題となるのですが、議第20号につきましても同様に御指摘をいただいております。焼津市立青峯プール条例第7条第3号につきましても、「その他市長が特に必要と認めたとき 市長が定めた額を減額又は免除」と改めさせていただきます。ありがとうございました。</p>
佐藤教育長	<p>ありがとうございました。それでは、今の説明について、意見・御質問のある方は発言をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、一括してお諮りします。議第14号焼津市文化会館条例の一部を改正する条例についてから議第16号焼津市公民館条例の一部を改正する条例についてまで、承認するということがよろしいでしょうか。</p>
委員全員	異議なし

佐藤教育長	<p>ありがとうございました。承認いたします。</p> <p>それでは次に、議第 17 号焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例についてから議第 24 号焼津市大井川河川敷運動公園管理条例の一部を改正する条例についてまで、これについても関連がありますので、一括して説明をお願いします。</p>
富田社会教育課長	<p>(事前配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議第 17 号から議第 24 号までの改正についても、障害者団体への使用料の免除措置を規定する改正である。 ・議第 18 号は、障害者個人についても規定する。 ・議第 19 号、議第 22 号から議第 24 号は、高校生以下が利用する場合の減免についても、使用料の一覧表に規定する。 ・議第 20 号は、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定める条例の改正も含む。
富田社会教育課長	<p>奥川委員から、議第 18 号ディスカバリーパーク焼津条例の一部を改正する条例について、御質問をいただいておりますので回答させていただきます。第 10 条 4 号にある障害者が主たる構成員である団体と障害者団体の違いを説明いただきたいということでした。旧の障害者が主たる構成員である団体と新しい障害者団体は同じ団体を指しますが、今回の条例改正に伴い、総務課から障害者団体との表現に庁内で統一する、焼津市全体の条例で統一するとの指示に基づき改正したものです。</p> <p>議第 24 号焼津市大井川河川敷運動公園管理条例の一部を改正する条例について、北川委員から御指摘をいただいております。第 6 条第 3 号の新旧対照表の「その他」の次に「市長が」の文言が入っていないので加えてくださいということでした。第 6 条第 3 号の「その他」を「その他市長が」に改めさせていただきました。ありがとうございました。説明は以上です。</p>
佐藤教育長	<p>以上で説明が終わりました。御意見・御質問のある方は発言をお願いします。</p>
北川委員	<p>差し替える前に頂いた資料では、焼津市立学校施設使用料条例では、屋外運動場夜間照明施設の午後 7 時から午後 9 時までの使用料について、素朴な疑問なのですが、焼津中学校は 6,400 円で、他は 3,200 円と、焼津中学校だけ倍となっているのですが、なぜでしょうか。</p>
村松生涯学習部長	<p>照明と申しますか、ルクスの関係で焼津中学校の場合は明るいということ、他のところよりは電気料がかかるということです。</p>

佐藤教育長	<p>その他ございますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。それでは、一括してお諮りします。議第 17 号から議第 24 号まで、承認するということよろしいでしょうか。</p>
委員全員	異議なし
佐藤教育長	<p>異議なしということで、ありがとうございます。承認とさせていただきます。</p> <p>それでは次に、議第 25 号焼津市指定文化財「焼津笠製作技術」保持者の認定解除について、説明をお願いします。</p>
杉本文化財課長	<p>(事前配付資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼津市指定文化財「焼津笠製作技術」保持者である川村喜登志氏が死亡したため、認定を解除しようとするもの ・川村氏は、スゲ縫い上げ技術の保持者であった。
佐藤教育長	<p>説明が終わりました。御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは、お諮りします。議第 25 号焼津市指定文化財「焼津笠製作技術」保持者の認定解除について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	異議なし
佐藤教育長	<p>ありがとうございます。それでは次に、議第 26 号老朽化した幼稚園の再編方針（案）について、説明をお願いします。</p>
増田保育・幼稚園課長	<p>(事前配付資料・当日配布資料により説明)</p> <p>(説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼津市第 1 期公共施設再編プランの個別再編プランでは、幼稚園の施設の老朽化と将来的な需要動向を踏まえ、施設と機能の集約化について検討し、この方針に基づき取組を推進するという取組内容に基づき、今年度、幼稚園の再編方針を決定することとされている。 ・静浜幼稚園と静浜幼稚園下藤分園は、経年劣化による老朽化が進んでおり、大規模修繕が必要な時期を迎えていることから、検討対象施設とする。 ・平成 29 年度の静浜幼稚園と静浜幼稚園下藤分園の在園児のうち、大井川地区の園児が 76 パーセントを占めており、その大井川地区の 5 歳児までの人口は減少傾向が顕著である。

<p>増田保育・幼稚園課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静浜幼稚園下藤分園の園児数は、平成 32 年度には年少 5 人、年中 6 人、年長 8 人になると推計されており、特に 4、5 歳児については、小学校への円滑な接続を踏まえた適切な集団保育の実施という観点から、集団の規模が小さすぎると考えられる。 ・ 再編方針案を、静浜幼稚園と静浜幼稚園下藤分園の 2 園を廃止し、施設と機能の集約化を図った新たな幼稚園 1 園を新設とする。 ・ 新園の建設場所は、2 園の中間点である旧大井川東保育所の敷地を最適地として、関係団体及び関係課と調整する。 ・ 施設規模及び建設時期は、園児数の推移を見極めた上で決定していく。 <p>大石委員から、2 つ御質問をいただいております。一つ目は大井川地区から保育園に通う園児数の実績と推移予想についてということですが、本日配布した資料の 7 ページを御覧いただきたいと思いますが、今年度を含む過去 5 年間の推移を見ますと平成 25 年の 294 人から年々減少しています。今年度 29 年には 264 人となっています。一般的には少子化が進んでいるのに保育園の待機児童はなぜ減らないのかというのがあって、女性の就業率が高まって少子化なのに保育園に入れないという傾向があるのですが、大井川地区の場合は少子化の影響の方が上回ってきているということだと思います。ここから先の将来推計はしていませんけれども、事前配布資料の 87 ページのところで大井川地区の 0 歳児から 5 歳児の人口推移を掲載させていただきましたけれども、徐々に減少しているということと合わせて考えますと、この保育園の方も大井川地区については徐々に減少していくのではないかと予想されます。それから二つ目に、「子供の数が減少していくなか、幼稚園よりも保育園のニーズが高まっている状況で、数ある選択肢の中で幼稚園を新設するという方針に至った経緯をご説明下さい。」との御質問ですが、市の公共施設マネジメントの取組は、もともとは平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネルの天井版落下事故以降、老朽化した施設ですとか社会基盤の安全確保が必要だということで全国的に広まってきた話だと思います。本市においても、今後、老朽化した施設を更新しなければならない時期を集中的に迎えるということで、その対応をどうするかということで公共施設マネジメントの考え方が始まったということです。その中で、第 1 期公共施設再編プランによりますと、平成 27 年度の時点で、築 30 年を超える公共施設が 40% を占め、さらに 10 年後には 70%、20 年後には 85% を超えるという状況の中で今ある全ての公共施設を全てを更新する、建て替えていくためには財源が不足をしまして、できないということで、今後 30 年間で、更新にかかる費用を 18% 削減する必要があるというのが公共施設再編プランの中で結論付けられています。それに基づいて、市としては、各施設の建物の評価と機能の評価をした上で、個別に対応方針を決定していくこととなりますが、今回の静浜幼稚園と下藤分園につきまして</p>
-------------------	--

	<p>も、単純に両園を建て替えるということではなくて、将来的な需要や園児の集団としての適正規模などを踏まえまして、施設と機能の集約化、適正化を図って、2園を廃止して、1園を新設するという考えです。大石委員御指摘のとおり、幼稚園よりも保育所のニーズが高まっているわけですが、これにつきましても、現在焼津市では小規模保育事業、0歳から2歳を対象としたものなんですけれども小規模保育所を拡充することで今対応しています。今後とも維持が必要となる建物をつくるという方向性ではなく、小規模保育、これは民間にやっていただくのですけれども、そちらを拡充していくということでやっておりまして、今年度既に6か所認可をし、来年度中には少なくとも10か所になる見込みになっております。保育ニーズにはそういう方向で対応しているところなんですけど、公立幼稚園については、現在、内部的には預かり保育の実施を検討しております。預かり保育を実施するようになれば、就労している方も公立幼稚園を利用しやすくなって選択肢の一つとなると考えておりますので、預かり保育をやることによって保護者の選択肢を増やしていきたいと思っております。基本的には、保育所も含めて、新たな公立施設を増やしていくのではなく、既存の施設をどう活用していくかということを優先して考えていきたいと思っております。</p> <p>それから、北川委員からは「静浜幼稚園と下藤分園の2園を廃止し、大井川東小学校の隣接地に新たな幼稚園を新設することについては、大井川地区の0歳児から5歳児の人口推移から推察してスケールメリットがあり、また、幼少の連携を推進する上からも適切な判断であると思います。なお、新園開設に当たっては、地元特に対象児を持つ保護者にその理由を十分説明し、理解を得た上で計画を進めていただくようお願いいたします。」ということで御意見をいただいております。実際の建設はもう少し先になるのですが、計画が具体化してきたときには、小学校への円滑な接続を踏まえた園児数の適正規模による集団保育の実施という、ここら辺を特に重点的に説明させていただいて、丁寧に対応していきたいと考えております。ありがとうございました。</p>
佐藤教育長	<p>ありがとうございました。それでは、御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p>
奥川委員	<p>丁寧な説明、ありがとうございました。大井川東小の近くに新園ができるということは、保護者も納得するのではないかと思いますのですが、小学校に上がる時の6歳児の体力ではかなり遠くからでも集団で歩いて来るのですが、年齢が下になってきた場合の保護者の送り迎えというのはどういう形になるのでしょうか。保育園は当然保護者の送迎があるので、大井川地区の保育園が一つになったときには保護者の送迎があるからという説明を受けたのですが、今度の場合はそこら辺の負担というのは大丈夫ですか。</p>

増田保育・幼稚園課長	<p>まだそこに正式に決まったわけではないのでそこまで検討はしていませんが、現状においても幼稚園から一定距離離れたところが子どもの引き渡し場所になっていて、園からそこまで集団で送っていきます。その場所に保護者の方が迎えに来ていてという形になっています。大体そういう形なのですが、それは例えば直接園まで迎えに来るという方法も含めて保護者の意見を聞きながらやれば良いのかなと思っているのですが、大井川地区については、以前から小学校に上がったときに小学校に行くまで結構長い距離を歩いていかなければならなくなるので、幼稚園のうちから鍛えるとかそういうことで、こちらは安全を考えるともう少し近いところにして引き渡しをしたいのだけれども割と抵抗があって、現状の送り迎えの方法を変えようとしたときに抵抗にあいまして、割と歩かせたいということがありました。新しい園ができたときには保護者の考え方も変わるかもしれませんので、意見を聞きながらやっ行ってきたいと思います。</p>
佐藤教育長	<p>他の園では、8時40分から9時にかけて、ほとんど親が送ってきています。朝送ってくるときに車を一時置くところがあれば良いのですが、それがなくて近くの別の広場か何かに車を預けるところをつくらなければならないと思います。</p> <p>その他、その他、御意見・御質問、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お諮りします。議第26号老朽化した幼稚園の再編方針案について、承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	異議なし
佐藤教育長	<p>ありがとうございました。承認いたします。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項の1番いじめ問題への対応、2番最近の小中学校の状況について、説明をお願いします。</p>
近藤学校教育課長	<p>(当日配付資料により説明) (説明概要)</p> <p>報告事項－1 いじめ問題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校で10月に新たに認知されたいじめ件数は7件であった。また、中学校は4件であった。 ・いじめ重大事態が発生し、対応している。今後市長に報告し、市長から再調査の指示があれば行う。 <p>報告事項－2 最近の小中学校の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校は小学生28人、中学生88人となっている。

<p>近藤学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動は小学校3件、中学校15件であった。小学校は万引き、中学校は家出、深夜徘徊であったが、丁寧に事情を聴き、こども相談センター等の関係機関と連携して、児童生徒だけでなく家庭への支援も行っていく。 ・交通事故は小学校3件、中学校1件であった。 ・不審者は2件あったが、声掛けにより大事には至っていない。 ・小学校の修学旅行は15日ですべて終了する。
	<p>山竹委員からですが、「不登校について先日、不登校の原因として家庭の事情があるというテレビ番組を見ました。親が、朝、子どもを送り出せない状態である等、家庭環境の問題、生活困窮が原因、果ては、転校の手续をせずに転居した為、教育を受けられない子どもがいるなど、これまでは、不登校児童・生徒の数を、子どもの心身の問題、いじめ等を含めてという視点から聞いていました。しかし、上記の様な家庭の問題が原因である場合は、学校だけでなく福祉課等の関与が必要だということで、取組をしている市町の紹介がありました。焼津市でも、その様な取組があるのでしょうか。」という御質問をいただいております。焼津市にも要保護児童対策地域協議会があります。要保護児童対策地域協議会の小中学生を対象とした会議を学齢児部会といいます。この学齢児部会の事務局を学校教育課が担当しております。学齢児部会の対象となる子どもは、要保護児童、要支援児童、特定妊婦ということになります。この中には、家庭の事情により不登校となっている子どもも含まれます。焼津市の学齢児部会には、地域福祉課、健康づくり推進課、こども相談センター、社会教育課、児童相談所、警察、市立病院が参加しており、学校と連携して子どもや家庭の支援に取り組んでおります。学齢児部会はおよそ2か月に1回ぐらい開催されております。それこそ昨日11月の学齢児部会を開催したのですが、全部で151のケースがリストアップされて協議をされました。この中で主として不登校に関するケースは52件で、関係機関から現状の報告があつて情報共有をするとともに、今後の対応について考える機会といたしました。以上でございます。</p>
<p>佐藤教育長</p>	<p>説明が終わりました。御質問・御意見等ありましたらお願いします。 山竹委員、よろしいですか。</p>
<p>山竹委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>佐藤教育長</p>	<p>よろしいですか。とにかく、不登校については家庭に結構影響があつて、母親がかかわりすぎることによって子どもが自立しなくなって不登校になってしまうケースもあります。全く放任しすぎてしまつても不登校になってしまうので、その辺が難しいかなと思つております。</p>

<p>富田社会教育課長</p>	<p>それでは続きまして、次に報告事項の3番目、平成30年焼津市成人式について説明をお願いします。</p> <p>(事前配付資料により説明) (説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年の成人式は1月7日日曜日に、大井川地区はミュージコ、その他の地区は各中学校体育館で開催する。 ・教育委員の皆様には、式典での市長からのお祝いのことばの代読、新成人代表者への記念品贈呈、新成人誓いのことばを聞いていただくことをお願いする。 ・民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられることから、実行委員にアンケートを行うなど調整作業を行っている。また、会場の寒さや駐車場の確保などについても検討を行っている。
<p>佐藤教育長</p>	<p>ありがとうございました。今後の成人式のあり方について、民法の関係もあるのですが、今の和田中学校の1年生が39人、東益津中とか和田中は子どもの数が減ってきていて成人式をやってもほんの40人前後しか集まらない場合もあり、盛大な華やかな成人式が望めないところも出てくるので何とかしなければならぬということがあったり、中学校の体育館のトイレは晴れ着では使えないということもあるものだから、もし見直すことができればやって行きたいなということで検討を始めさせていただいております。何か見えてきたらお諮りしますのでお願いします。</p> <p>報告事項は終わりましたが、これについて何かありましたらお願いします。</p> <p>それでは、その他に移ります。その他の1番目として、スポーツ少年団交流大会についてお願いします。</p>
<p>富田社会教育課長</p>	<p>(事前配付資料により説明) (説明概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の野球、サッカー、バスケットボールなどのスポーツ少年団の団員の交流を深めるために40回目の焼津市スポーツ少年団交流大会を11月23日に開催する。
<p>佐藤教育長</p>	<p>その他の案件についての説明が終わりましたが、御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。</p>
<p>小長谷ディス</p>	<p>(追加説明概要)</p>

<p>カバリーパーク焼津館長</p>	<p>・ディスカバリーパーク焼津 20 周年記念事業として、2 月 4 日に 2014 年にノーベル賞を受賞した梶田隆章氏の講演会を午後 2 時から開催することが決定した。教育委員の皆さんの参加をお願いする。</p>
<p>佐藤教育長</p>	<p>全体を通しまして、何かありましたらお願いします。</p> <p>よろしいですか。2 時間に及ぶ会議、ありがとうございました。それでは、次回の開催予定でありますけれども、平成 29 年 12 月 20 日水曜日午後 3 時から、大井川庁舎で行いますのでよろしくお願いします。</p> <p>以上をもちまして、11 月定例教育委員会を終わります。</p> <p>長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【午後 4 時 25 分閉会】</p>